

STRICTLY MEMBERS ONLY

M.C. (P) No. 136/9/80

1981:5 月號

月報



シンガポール日本商工會議所

〈目 次〉

(1981年5月号)

日本・シンガポール租税条約の改正	(シンガポール日本大使館)	水盛 五実	1
シンガポールの国際金融市場について	(三和銀行)	伊藤 彰一	11
△シンガポールにおける法人所得税の具体的算定		坂倉 正志	19
特別企画：1981年NWC勧告について	(シンガポール日本商工会議所)		27
理事会の動き			41
部会・委員会・懇談会活動			44
5月の主な経済記事			45
広 報 欄			47
資料案内			49
編集後記			51

表紙の写真はサンケイ新聞社の提供

日本・シンガポール租税条約の改正

在シンガポール日本大使館

一等書記官 水盛 五実

このほど、現行の日・「シ」租税条約が改正される運びとなったが、この機会に、その改正内容について紹介を試みることにしたい。なお、本改正は現在国会において審議中であり、（４月２１日衆議院を通過し、５月６日現在参議院で審議中である）国会の承認を得るまではその内容について確定したものとは言い難いことをお断りしておきたい。

（１）改正の経緯

現行の条約（正式名称「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の条約」）は、昭和４６年８月３日に発効（同年１月２９日にシンガポールで署名、同年８月３日に東京で発効のための公文の交換）し、現在に至っている。ところが、昭和５４年に、シンガポール政府から、現行条約発効後今日までの１０年近くの間シンガポール経済の発展には著しいものがあることを踏まえ、同条約の内容をシンガポール経済の現状及び税制面における同国の近時の政策に沿ったものに改正したい旨の申入れがあった。この申入れは、（イ）使用料に対して源泉地国の租税を免除することを定めている現行条約の規定を改め、源泉地国においても使用料に対して課税することができるようになること並びに（ロ）みなし外国税額控除制度（相手国の租税に関し経済開発の促進等のため軽減又は免除が行われる一定の場合において、当該軽減又は免除が行われなかったものとして我が国の外国税額控除制度を適用し、もって相手国の租税軽減措置等の効果を減殺しないよう協力するための租税条約上の制度）に関する現行条約及びその関連の交換公文の規定を改め、同制度を拡充することを主要内容とするものであった。

日本側としても、このシンガポール政府の申入れを機に、芸能人条項等につき、現行条約の見直しを行うことは有意義であると認め、条約改正交渉に

応ずることとし、昭和55年8月に東京で、また、同年11月にシンガポールで、シンガポール政府と交渉を行った結果、改正のための議定書の案文について最終的合意をみるに至ったので、昭和56年1月14日にシンガポールにおいて（鈴木総理シンガポール公式訪問時）、日本側伊東外相とシンガポール側ダナバラ外相との間で議定書の署名が行われた。

（2）改正の意義

シンガポール政府は、同国の経済構造の高度化に努めており、その一環として、税制面においても、同国の経済開発を促進するために、一定の場合における租税免除等の特別の奨励措置を講じているが、これらの措置は、同国経済の発展に応じて内容的に変遷してきている。今回のみなし外国税額控除制度に係る改正は、シンガポールの税制面におけるこれらの措置の変遷を一定の範囲内で現行条約に反映させ、これらの税制上の措置の効果を減殺しないよう我が国が協力するとの意義を有するものであり、我が国は、この改正により、両国間の経済交流の促進、ひいてはシンガポール経済の高度化に一層寄与することとなると思われる。また、今回の改正により、現行条約の芸能人条項を改め、一方の締約国の芸能人等の活動がいずれかの締約国の政府又は地方公共団体の公的資金により全面的又は実質的に賄われる場合には、その活動が行われた他方の締約国において租税を免除することを定めるとともに、学生、事業修習者等の受領する報酬について、現行条約上の免税限度額を引き上げることが定めているが、これは、両国間の文化交流を始めとする幅広い人的交流を一層円滑化することに資すると考えられる。

（3）改正の方式

本件改正は、現行条約の一部を議定書により改正する形をとっている。すなわち、現行条約の第12条（使用料条項）の全部、第15条（芸能人条項）の全部、第19条の一部（学生、事業修習者等の受領する報酬についての免税限度額関係部分）及び第21条の一部（みなし外国税額控除制度関係部分）を改正するとともに、新たに一箇条（第19条のA。その他所得条項）を加えるとの改正方式をとっている。

(4) 改正の主要な内容

①使用料条項

使用料に対して源泉地国の租税を免除することを定めている現行条約の規定を改め、源泉地国において10パーセントを超えない率で課税することができることとしている。また、文学上又は美術上の著作物の著作権及び商業上の経験に関する情報に係る支払金については条約は適用されないことを明らかにしている。(新第12条)

②芸能人条項

現行条約上は、芸能人等が一方の締約国の政府又は地方公共団体の公的資金から全面的又は実質的に援助を受けて他方の締約国を訪れその提供する役務によって当該他方の締約国から取得する所得については、一定の要件を満たす場合にのみ当該他方の締約国において租税を免除されることとなっているが、これを改め、一方の締約国の芸能人等の活動がいずれかの締約国の政府又は地方公共団体の公的資金により全面的又は実質的に賄われる場合には、常に、その活動が行われた他方の締約国において租税を免除することとしている。(新第15条)

③みなし外国税額控除制度

現行の条約上は、一定の利子及び使用料等については、条約第11条5又は第12条1若しくは5の規定に従って免除が行われなかったならば納付されたであろうシンガポールの租税の額を実際に納付されたものとみなして我が国の外国税額控除制度を適用することとなっている。(第21条3)今回これを改め、一定の利子及び使用料等については、シンガポールの租税は、常に、15パーセントの率で支払われたものとみなして日本の外国税額控除制度を適用することとしている。(新第21条3)

また、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置に係るみなし外国税額控除制度についても、現行条約上は、このような特別の奨励措置が租税の免除を内容としている場合のみを想定した規定となっているが(第21条4)、これを改め、このような特別の奨励措置が租税の免除のみならずその軽減を内容としている場合も想定した規定としている。

④その他

学生、事業修習者等の受領する一定の報酬については、現行条約上、場合に応じて36万円若しくはシンガポール通貨によるその相当額又は142万円若しくはシンガポール通貨によるその相当額を限度として滞在地国において租税を免除することとされているが、これを改め、前記の免税限度額をそれぞれ60万円若しくはシンガポール通貨によるその相当額又は180万円若しくはシンガポール通貨によるその相当額とした。（新第19条）

また、現行条約に新たに一箇条を加え、条約の各条に規定がない所得に対しては、両締約国において租税を課することができることを明らかにした。（新第19条のA）

⑤交換公文

今回の改正にあたり作成された交換公文においては、みなし外国税額控除制度の対象となるシンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置の範囲に関する現行条約関連の交換公文の規定を改め、特別の奨励措置の範囲を拡大することに関する両政府間の了解を確認した。すなわち、従来認められていた創始企業、拡大企業、輸出企業に係わる奨励措置に加え、国際貿易会社、投資所得控除、倉庫会社又はサービス会社に係る奨励措置を適用対象とすることとした。

（追記）本稿を書き終えた後、5月15日日本改正について参議院でも承認されたため、日本側においては、内容が確定することとなった。その結果、シンガポール側の承認手続を待って効力発生のための手続が進められることとなるが、現段階での見通しでは、今秋までには必要な手続が完了すると思われる。

（参考1）

**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本
国政府とシンガポール共和国政府との間の条約を改正する議定書**

日本国政府及びシンガポール共和国政府は、
千九百七十一年一月二十九日にシンガポールで署名された所得に対する租

税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の条約（以下「条約」という。）を改正するため議定書を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

条約第十二条を次のように改める。

第十二条

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国において、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。
- 3 この条において、「使用料」とは、学術上の著作物の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。
- 4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その使用料が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。
- 5 1、2及び4の規定は、学術上の著作物の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に適用する。
- 6 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の

受領者が、当該使用料の基因となつた権利若しくは財産と実質的な関連を有する恒久的施設又はその譲渡により当該収入をもたらした財産と実質的な関連を有する恒久的施設を当該使用料又は収入の生じた他方の締約国内に有する場合には、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

- 7 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受領者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。
- 8 この条約は、文学上若しくは美術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権の使用若しくは使用の権利の対価として、又は商業上の経験に関する情報の対価として受領する支払金（いかなる種類のものであるかを問わない。）については、適用しない。

第二条

条約第十五条を次のように改める。

第十五条

- 1 第十三条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家が芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動がいずれかの締約国の政府又は地方公共団体の公的資金により全面的又は実質的に賄われる場合には、その所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

- 2 一方の締約国内において行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外他方の締約国の居住者である者に

帰属する場合には、その所得に対しては、第七条及び第十三条の規定にかかわらず、当該一方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動がいずれかの締約国の政府又は地方公共団体の公的資金により全面的又は実質的に賄われる場合には、その所得については、当該一方の締約国において租税を免除する。

第三条

条約第十九条中次の改正を行う。

- 1 同条 1 (iii) 中「三十六万円」を「六十万円」に改める。
- 2 同条 2 中「百四十二万円」を「百八十万円」に改める。
- 3 同条 3 中「百四十二万円」を「百八十万円」に改める。

第四条

条約第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の A

一方の締約国の居住者が他方の締約国内の源泉から取得する所得で前各条に規定がないものに対しては、両締約国において租税を課することができる。

第五条

条約第二十一条 3 及び 4 を次のように改める。

- 3 1 の規定の適用上、シンガポールの租税は、第十一条 5 の規定が適用される利子及び第十二条 2 又は 5 の規定が適用される使用料又は収入については、常に、その額の十五パーセントの率で支払われたものとみなす。
- 4 1 の規定の適用上、「納付されるシンガポールの租税」には、シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつて千九百八十一年一月十四日現在実施されているもの又はその後シンガポールの租税に関する法令にこれらの修正若しくは追加として導入されたものに従つて免除又は軽減が行われなかったならば納付されたとみられるシンガポールの租税の額を含むものとみなす。ただし、これらの奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について両締約国の政府が合意することを条件とする。

第六条

1 この議定書は、日本国及びシンガポールによりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する公文が交換された日に効力を生ずる。

2 この議定書によつて改正された条約は、次の租税について適用する。

(a) 日本国においては、

この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度分の日本国の租税

(b) シンガポールにおいては、

この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各賦課年度分のシンガポールの租税

3 この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十一年一月十四日にシンガポールで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

伊東正義

シンガポール共和国政府のために

S・ダナバラシ

(参考2)

(所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の条約を改正する議定書に関する交換公文)

(シンガポール側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百七十一年一月二十九日にシンガポールで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱

税の防止のためのシンガポール共和国政府と日本国政府との間の条約並びに本日署名された同条約を改正する議定書に言及するとともに、両政府間で到達した次の了解をシンガポール共和国政府に代わつて確認する光栄を有します。

1 改正後の条約第二十一条 4 に関し、同条 4 にいう「シンガポールの経済開発を促進するための特別の奨励措置」とは、千九百八十一年一月十四日現在実施されているシンガポール共和国の経済拡大奨励（所得税免除）法（千九百七十年法第三十一号、千九百七十五年法第二十七号、千九百七十九年法第八号及び千九百七十九年法第三十二号によつて改正された千九百六十七年法第三十六号）の次の各条に定める措置をいう。

(i) 第十三条及び第十四条（創始企業の所得に対する所得税の免除及び創始企業の免税所得から支払われる配当に対する所得税の免除）

(i i) 第二十条及び第二十一条（拡大企業の拡大所得の増加分に対する所得税の免除及び拡大企業の免税所得から支払われる配当に対する所得税の免除）

(i i i) 第三十二条及び第三十三条（輸出企業の所得に対する所得税の免除及び輸出企業の免税所得から支払われる配当に対する所得税の免除）

(i v) 第三十七条の G 及び第三十七条の I（いずれも、第三十七条の B (1) (a) に該当する部分に限る。）（国際貿易会社の輸出所得の増加分に対する所得税の免除及び国際貿易会社の免税所得から支払われる配当に対する所得税の免除）

(v) 第四十六条の F 及び第四十六条の G（第四十六条の B により投資所得控除を認められた会社の所得に対する所得税の免除及びこれらの会社の免税所得から支払われる配当に対する所得税の免除）

(v i) 第四十六条の P 及び第四十六条の Q（倉庫会社又はサービス会社の輸出所得の増加分に対する所得税の免除及び倉庫会社又はサービス会社の免税所得から支払われる配当に対する所得税の免除）

2 (a) この取極は、前記の議定書第六条 2 の規定により改正後の条約の適用を受ける日本国の租税及びシンガポールの租税について適用する。

(b) 条約第二十一条 3 及び 4 の規定に関する千九百七十一年一月二十九日付けの両政府間の交換公文に定める取極は、(a)の規定によりこの取極の適用を受ける日本国の租税及びシンガポールの租税について、効力を失う。

本大臣は、更に、閣下が前記の了解を貴国政府に代わつて確認されることを要請する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百八十一年一月十四日にシンガポールで

シンガポール共和国

外務大臣 S・ダナバラシ

日本国外務大臣 伊東正義閣下

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(シンガポール側書簡)

本大臣は、更に、閣下の書簡に述べられた了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百八十一年一月十四日にシンガポールで

日本国外務大臣 伊東正義

シンガポール共和国

外務大臣 S・ダナバラシ閣下

シンガポールの国際金融市場について

——香港との対比——

(株)三和銀行

伊藤 彰 一

1. 現 状

(1) 概 況

シンガポールの金融市場が、国際金融市場として機能しだしたのは、1968年に、ACU(ASIAN CURRENCY UNIT)の制度が発足してその取扱銀行が、オフシアビジネスをはじめた時に遡ることができる。

これは、世界中の金融市場で、ユーロダラーの急速な拡大をみた時機と一致している。

ACUとは、国際市場としてのシンガポールで取引される資金で、シンガポール国内にありながら、シンガポール国外にあるものとして取扱われる。いわば「保税地域内」にある資金で、通常国内資金(ASIAN CURRENCY UNITに対し、BANKING UNITと呼ばれる。)と分別管理され、税制面で、優遇措置が講ぜられている。

ACUは、MAS(MONETARY AUTHORITY OF SINGAPORE)の許可を受けた銀行及びマーチャントバンク(例外として、ファイナンスカンパニーから一社認可を受けた会社がある。)がこれを取扱うことができ、1980年10月末現在、銀行79行、マーチャントバンク30社及びその他1社がライセンスを取得して取扱にあっている。

(表1) ACU取扱機関数推移 (単位: 社)

	1971 末	1976	1977	1978	1979	1980/10月
銀 行	19	54	60	62	73	79
マーチャントバンク	—	13	16	19	27	30
その他	—	1	1	1	1	1
合 計	19	68	77	82	101	110

(出典: Consultant's year book 80)

資金量からみたACUマーケットの規模は、1980年末で、すでに500億米ドルを突破しており、世界的規模でみた拡大ユーロの残高11,800億米ドルと比較すると、そのシェアは、4.6%となり、さらに増加のテンポは拡大ユーロを凌駕している。（拡大ユーロとはヨーロッパ市場のみならず、アジア、アメリカにある外貨負債総額）。

（表2）、ACU 残高推移

年／末	残高 (億米ドル)	前年伸び率 (%)	年／末	残高 (億米ドル)	前年伸び率 (%)
1968	0.31	—	1975	125.97	21.6
1969	1.23	296.8	1976	173.54	37.8
1970	3.90	217.1	1977	210.18	21.1
1971	10.63	172.6	1978	270.40	28.7
1972	29.76	180.0	1979	381.63	41.1
1973	62.77	110.9	1980	543.93	42.5
1974	103.58	65.0	—	—	—

（出典：MONTHLY DIGEST OF STATISTICS）

1970年前後の急激な伸びは、日本のアジア地域に対する借款供与が急増したこと、日系を中心とした民間企業の現地法人設立などによる投融資が活発化したこと、あるいはベトナム戦争による米軍の戦費が膨張したことなどによって、巨額の資金がアジア地区に流れ込み、同時にそうした資金が、アメリカの預金金利規制（レギュレーションQ）や利子平衡税（1974年1月廃止）、日本の為替管理法を嫌って、アメリカや日本に還流することなく、アジア各地で再投資に向けられ、加速度的にマーケット規模が拡大したことによるものと考えられる。

(表3) 円借款供与実績と日本の対外直接投資金額推移

年度	円借款(億円)	対外直接投資(億米ドル)
1970	587	36
1971	2894	45
1972	2804	68
1973	3153	103
1974	2849	127
1975	3057	159
1976	2722	194
1977	3769	222
1978	3401	268
1979	3432	318

(円借は公文ベース、対外直接投資は許可ベース)

また、1979年以降、再び伸びが活発化しているが、これは為替管理の全面撤廃など、市場育成のための自由化が定着したところへ、原油価格が高騰したことを受けて、産油国であるインドネシアが限界的に資金の取入国から放出国に変わったこと、中東産油国が、イラン問題のケースをふまえ、リスク分散のため、シンガポールでも資金の放出をはじめたこと、さらに市場が十分に成熟したことにより、銀行間の鞘取ディーリングが活発に行われるようになったことによるものと考えられる。

(2) 環 境

一般に金融市場発展のために必要な条件として

(ア)政治的に安定していること

(イ)資本移動の規制が緩やかであること

(ウ)税制面で資本取引に有利であること

(エ)教育水準が高く、バックアップスタッフの獲得が容易であること。

(オ)通信、情報設備を中心とした、インフラストラクチャーが整備されている

こと。

などがあげられるが、シンガポール市場を、この項目に従ってみると、政治的には、近隣アセアン諸国との緊密な外交を軸に、主要大国とは等距離を保ちつつ、一党独裁の安定した基礎を築いている。

また、資本移動については、1978年に為替管理が撤廃されたことにより、完全に自由となっている。

次に、税制面では、ACU 取引に対しては、優遇税率が適用されることになっており、Banking Unit が40%に対し、ACUは10%)香港の17%に比べても、表面上有利となっている。さらに、銀行取引に関連して発生する一連の印紙税は、ほぼすべて廃止され、他市場と比べても遜色はない。現在までに、銀行振出、及び銀行宛の為替手形、約束手形、譲渡可能預金証書、ACU建債券、貸付契約書、などに対する印紙税が廃止された。

バックアップスタッフの優秀性については、教育熱心な中国人が、国民の大半を占めるシンガポールでは説明を必要としない。

インフラストラクチャーの面でも、急速に欧米の水準に近づきつつあり、通信施設も、衛星通信など、高水準のものが完備されている。

以上、国を挙げての積極的な市場育成策により、上記必要条件は、完全といえないまでも、整備されるに至っている。

(3) 性格

世界の金融市場は、その性格により、三つに分類される。

第一は、自国の大きな経済力をバックとして発展してきた市場(ニューヨーク、東京、フランクフルト)、第二は、自国の実体経済が比較的希薄で、金融立国となることをめざして設立された市場(香港、シンガポール、バハレーン、チューリッヒ、ルクセンブルグ、パナマ、ケイマンなど)、第三は、その複合的性格を帯びた市場(ロンドン)である。

第一の市場は、自国の強大な経済力がバックにあるため、資金需要が旺盛で、市場機会に恵まれている反面、経済政策面で動きが鈍い。第二の市場は、その逆に、自国の実体経済がそう大きくないため、経済政策面で変わり身がはやく、急激な環境変化に対処しやすい反面、市場機会に恵まれるチャンス

が少ない。従って、第二の市場では、いきおい第一の市場のダミーとなる可能性が大きい。シンガポール市場は、ケイマン、パナマ、バハレーン、ルクセンブルグなどが、アメリカ、中東産油国、ドイツなどのダミー市場的色彩が強いのに比べると、むしろチューリッヒの様に、複数国をバックとした安定した国際市場となりつつある。

2 香港との比較

シンガポールと同様、よって立つ基盤を日本とアセアンに求める香港市場は、シンガポールにとっては、無視することができないライバルである。

シンガポール市場が、政府の強力な保護、育成策により成長してきた反面、香港市場は、自然発生的に成長してきた市場で、香港が、国際金融市場として発展することになったのは、1973年1月の為替管理の撤廃以降のことである。

香港は、銀行対銀行のいわゆる金融市場取引がリードしてきたシンガポールとは趣を異にし、非金融機関からの資金需要が市場発展のリード役となった点が著しい相違点といえる。こうした資金需要は、日本の急激な経済成長による金融環境変化の影響を強く受けている。具体的には、シッフファイナンスと対日スイッチファイナンスである。

シッフファイナンスについては、日本の労働事情をも反映して、商船隊がいわゆる仕組船として、大挙して香港に移ったことにより、急成長を遂げることとなった。

一方、対日スイッチ取引は、日本が南洋材など一次産品をアジアから輸入するに際し、その輸入資金調達を目的として、香港で活発に行われる様になったものである。

当時、日本では、すでに為替相場がスミソニアン体制を経て、フロート下にあったにもかかわらず、為替管理制度が旧態依然としていたため、輸入ユーザンスなどが厳しい管理下にあって、日本の輸入業者は、より自由で、調達コストの低い香港市場で積極的に資金調達を行うようになったのである。

こうした、船舶会社、商社の活発な動きを背景にして、保険、リース業が成長を遂げ、さらには株式市場が整備されるなど、対非銀行取引に根を下ろ

した総合的なマーケットに成長している。従って、具体的には、シンジケートローンの組成に強味を発揮している。市場としての規模は、資金量でみると1980年末、シンガポールが544億米ドルに対し、香港は327億米ドルとなっており、シンガポールが、やや大きい。最近の伸びは香港の方が大きくなっている。また、参加銀行数は、香港が海外銀行の支店開設を制限しているなど、許認可のベースが異なるため、単純比較はむづかしいが、ライセンスを取得している機関は、香港が415、シンガポールが110となっている。

(表4) アジア向けシンジケートローン組成件数

	香港	シンガポール
1974年	7	1
75	18	0
76	24	4
77	28	5
78	36	15
79	53	10

(出典：日銀調査月報)

(表5) 金融機関数の推移

	1969	1973	1976	1980(10月)
シンガポール	9	46	68	110
内銀行	9	37	54	79
内マーチャント バンク	0	9	14	31
香港	73	171	253	415
内銀行	73	74	74	113
内DTC	0	37	179	302

(註) シンガポールはACU取扱銀行数

(表6) 資金調達面から見た市場規模

	シンガポール	香港	拡大ユーロ	(億米ドル)
1973末	62.8	17.5	3100.0	
74	103.6	43.4	3900.0	
75	126.0	42.1	4800.0	
76	173.5	59.0	5900.0	
77	210.2	115.3	7250.0	
78	270.4	163.8	9250.0	
79	381.6	211.4	11250.0	
80	543.9	326.7	14400.0 見込	

出典：Hong Kong Monthly Digest of Statistics
 MAS Quarterly Bulletin
 Morgan Guaranty Trust World Finance Market

3. 今後の展望

世界各地の金融市場が、グラススティーガル法の存続論争と、「ケインズ」から「フリードマン」への転換という、新しい局面を迎えて、シンガポールの金融市場をとりまく環境もご多聞に洩れず厳しく、否が応にもその対応策をせまられている。

シンガポール市場の今後を展望して、その将来性にとって、プラス面を挙げてみると。

- (ア)地球規模でとらえた場合、東京とバハレーンの中間に位置し、時差上優位であること。
- (イ)シンガポールの経済的な基盤の一つとなっているインドネシア、マレーシアの経済パフォーマンスが、原油価格の上昇、豊富な天然資源を背景として、著しく好転していること。
- (ウ)香港が、人口、国土で、すでに飽和状態にあり、今後インフラストラクチャーの面で、香港を凌駕しうる可能性が大きいこと。
- (エ)中近東に近いこと。

などが考えられる反面、マイナス面として。

(ク)香港が、非金融機関取引に根を下ろした複合的な金融市場として、アジアの中心的な存在となりつつあること。

(ク)従来の政府主導によるマーケット整備が一巡したことにより、今後の政府の助成措置に大きな効果が期待できないこと。

(ケ)今年12月よりニューヨークに同様市場が発足する他、東京でもオフショアマーケット構想が打出されるなど、各地で、国際金融市場育成の動きがでてきたこと。

(ケ)大半の外銀に、ローカルマーケットでの取引が制限されているため、銀行内の過当競争で、ACU取引の利益率が低下した場合、参加銀行の活動インセンティブが他市場へ流れる危険性があること。

(ケ)香港市場と比べ、銀行間取引のウエイトが高いため、クレジットクランチに対する配慮から、マーケットがシュリンクした場合、その影響を受けやすいこと。

などが考えられる。

シンガポール金融市場は、すでにロンドンのLIBORに対し、SIBORと呼ばれる金利クライテリアを有しており、香港と比べると、すでに世界的な認知度は高い。

今後、一層の発展のためには、さらに自由潤達な取引のできる市場として、金融に直接関係した分野もさることながら、それ以外の一般的な分野にも自由化の枠を拡げ、ガバメント・オリエンテッドマーケットから、主体性のあるプライス・オリエンテッドマーケットへの転換をはかることが要求される。

さらに、現状香港に対し優位にある。起債市場を一段と拡充することである。

シンガポール当局は、従来からのアジアダラー債や米ドル建CDに加え、コマーシャルペーパーの発行を認めるなど、起債市場の育成に努めてきてはいるが、欧米他市場と比べるとそのギャップは未だ相当大きい。一般社債CPは勿論のこと、現在検討中と伝えられるアセアンBAなどが、自由に取引され、主体性のある長期資金レートが、常時クオートされる様な市場環境が整備されることを期待したい。

シンガポールにおける法人所得税の具体的算定

公認会計士 坂倉 正志

はじめに

シンガポールの企業に対する法人所得税の課税の具体的適用については、日本語による文献及び解説が少ないため、日ごろから数々の疑問を解明できずお困りの方が多いようにみうけます。そこで本稿において、特に当地における法人所得税の基本的考え方及び現地法人と支店との税務上の取扱いの相違について簡単にご紹介し、あわせて法人所得税の具体的算定方法を解説致します。

1. 現地法人と外国法人のシンガポール支店の税務上の相違

一般的にシンガポールで課税の対象となる所得は、「シンガポールで発生した所得」、「シンガポールに源泉がある所得」及び「シンガポール国外源泉所得の内シンガポールで受取られた所得」と定められている。通常この所得に対して、現地法人であれ外国法人の支店であれ、原則として一率40%の税率が適用され納税が要求される。

現地法人及び支店の税務上の取扱いに大きな相違はないが、一般的に非居住者法人とみなされる支店は、居住者法人とされる現地法人と概ね次の異った取扱いがなされる。尚、居住者法人・非居住者法人の判定はその法人の全社的経営(Management)と統制(Control)がどこで実施されているか、すなわち法人の全体的意思決定(取締役会等)がどこで行われているかによる。

(1)、海外から受領した収入(例えば利子・配当及びロイヤリティー等)に関連する源泉所得税の取扱いの相違。租税条約に定める軽減税率は当該条約締結国の居住者法人にのみ適用される。これは支店には軽減税率の適用が認められないということを意味する。

(2)、租税条約に基づく外国納付税の税額控除の適用は、当該居住者法人にのみ適用される。支店はその適用が受けられない。

(3)、シンガポール居住者法人は「Income Tax Section 44、Tax Credit Account」の記録保持を要求される（法人所得税と支払配当金の関係を記録したものである）。

上記(1)と(2)の相違を具体的に例をあげて説明すると次のようになる。例えば、タイの客先からシンガポールの現地法人又は支店にロイヤリティーの支払いがある場合、タイから外国向けに支払われるロイヤリティーに対して課せられる源泉税は通常25%であるが、タイ・星租税条約により15%の軽減税率が適用される。

付表〔1〕

	居住者法人 (現地法人)	非居住者法人 (支店)
タイから支払われる総ロイヤリティー	\$ 1,000	\$ 1,000
タイで納付する源泉所得税	150	250
受取ロイヤリティー	850	750
シンガポールで課税の対象となるロイヤリティー	1,000	750(※)
シンガポール法人所得税(40%)	400	300
税額控除(租税条約に定めるTax Credit)	150	—
シンガポール要納付税額	\$ 250	\$ 300
タイ及びシンガポールで納付する税額の合計	\$ 400	\$ 550
実効税率	40%	55%

(※) タイの源泉所得税\$250は税金と認められる

2 課税所得算定の一般的ステップ（具体的税務損益の調整について）

会社の法人所得税の課税対象となる所得は概ね次の通り算出される。

(注 釈)

(1) 会社決算書（損益計算書）上の税引前当期純利益

（加算）

(2) 会社決算上の固定資産減価償却費

（加算）

(3) 損益計算書に計上された費用の内、損金と認められないもの

（加算）

(4) 税務上調整計算された固定資産売却益

（減算）

(5) 損益計算書に計上されていないが損金と認められるもの

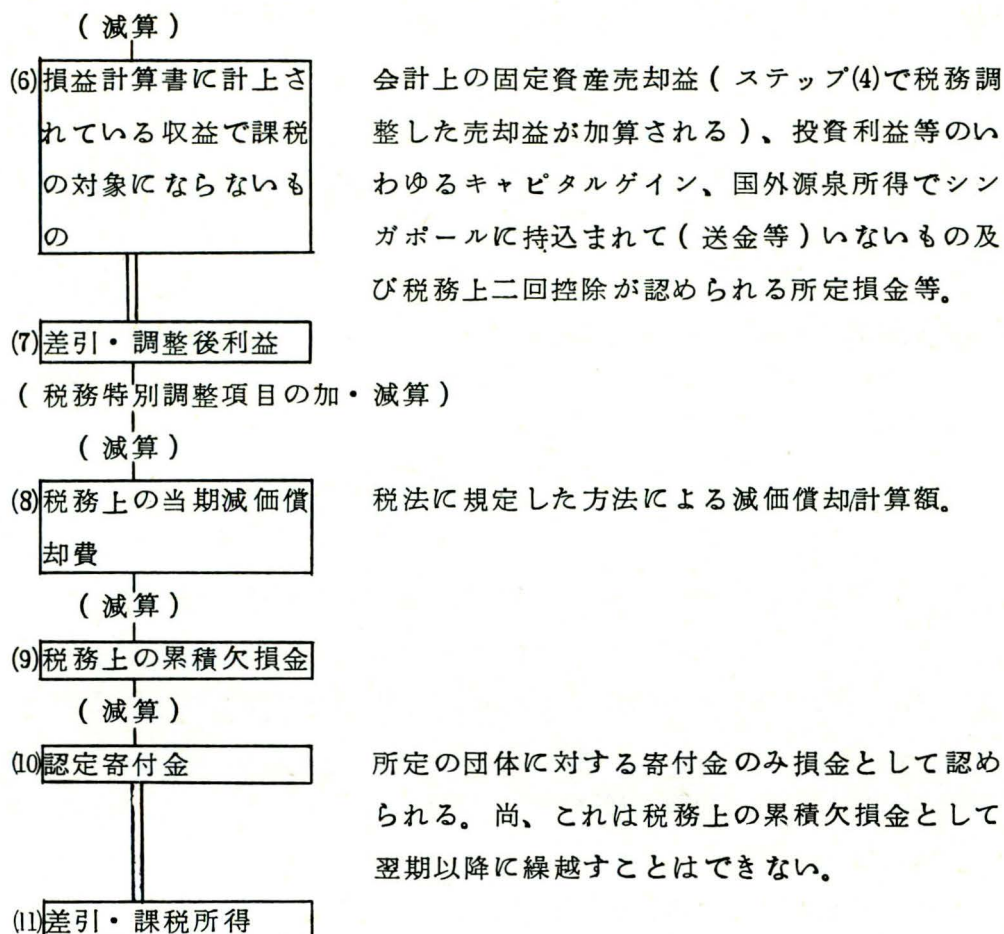
監査済み決算書の写しが税務申告書に添付され、税務署に提出される。

会計上の減価償却は税務上のそれとは異なるのが通例であり、減価償却費控除前の純利益に引きなおし、ステップ(8)の税務独自の減価償却費を算出し控除する。

会計上の引当金（一般的貸倒引当金や退職引当金）の繰入、費用処理された資本的支出、会計上の固定資産売却損（ステップ(8)で税務上の売却損を算定し損金控除する）、認用額を超える車輻関連費用及び支払寄付金（ステップ(10)で損金と認定される寄付金は減算される）等は、税務上損金と認められない。

ステップ(6)で会計上の固定資産売却益が減算されるので税務上の売却益におきかえられたことになる。尚、既に損金控除された減価償却累計額を超える売却益いわゆるキャピタルゲインは課税の対象とならない。

既往に設定した会計上の引当金が当期に実現しそれを取崩した場合。すなわち既往の損金算入否認額の当期認用を意味する（ステップ(3)参照）。



このステップ表に示したように会社の損益計算書の当期利益から種々の税務上の調整計算が施こされ、課税対象となる最終的所得が算出されるのである。なお、末尾の付表に法人所得税の具体的計算例を記載しているので参照されたい。

3 税務上費用についての若干の説明

(A)、認められる費用と認められない費用

税務上損金として控除が認められる費用について、シンガポールの所得税法は一般的に次のような基本的考え方を樹立し適用している。控除が認められる費用とは、その支出又は損失が収益を生み出すために必要となった又は

発生したものでなければならない (Expenses incurred wholly and exclusively in the production of the income)。

この適用基準から一般的には、事業活動遂行上発生した経費は概ね認められるといえるが、次に列挙するものについては費用として控除が認められない。

(1)、「未だ発生していない」経費又は支出（例えば、予期される将来の負債、損失又は支出にそなえる為の引当金）。これらは将来の負債が現実が発生し支払いが行われた時に始めて控除が認められる。但し、特定の貸倒れや不良債権に対する貸倒引当金は通常控除が認められる費用となる。

(2)、資本的支出と考えられるもの及び特に税法で損金不算入としているもの。

(a)、創業費、開業準備費等の営業又は生産活動開始前の諸費用。

(b)、個人的生活費等の家事関連費用。

(c)、建物付属設備等の資本的支出、ただし減価償却という形でカバー可能。

(d)、損失の内、保険で補填できる部分。

(e)、法人所得税。

(f)、同族会社の同族に対する不当に高い報酬。

(B)、税務上特別に取扱う費用

(1)、二倍の額まで控除が認められる費用

シンガポール製品の輸出を促進するために支出する一定の費用（例えば承認された国際見本市、貿易展示会又はトレイドミッションに参加する製造業者等の当該費用や販売促進のために開設された海外駐在員事務所の維持費用など）、及び製造業者等が実施する特定の試験研究又は開発調査の費用については、その二倍の額まで控除ができる。

(2)、損金認用額を一部制限する費用

会社の事業用車輛 (Business Services Passenger Vehicle)
例えばナンバープレートが“Q”の車輛で1979年4月1日以降取得されたものに関して発生した諸費用の損金認定額は、取得価額に対する2万5千ド

ルの割合の額に制限される。一方1979年4月1日以前に取得された“Q”ナンバープレートの車輛については損金として認められる費用は、取得価額に対する1万5千ドルの割合の額に制限される。なお“E”ナンバープレートで登録された車輛（すなわち個人登録車輛）に関し発生した諸費用については、現在一切損金と認められない。さらに車輛については、その減価償却についても同様の規整があり、個人登録車の減価償却費の損金不算入や“Q”ナンバー車の損金認用償却費の取得価額に対する2万5千ドルの割合までという制限がある。

(C)、税務上の減価償却費

税法は償却資産の減価償却について、一定の減価償却率を規定し、それに基づく償却費を所得から控除できるよう取扱っている。初年度に認められる一時償却（取得原価の20%～25%）と毎年実施する年次償却から構成され、減価償却の具体的計算表が每期税務申告書に添付され税務署に提出される。特定の企業の一定の償却資産については、割増特別償却（33⅓%）の適用もある。なお、ホテル及び事務所として使用される建物の減価償却費は、制度上認められていない。

通常シンガポールの企業会計上実施される減価償却は、この税務上のそれと異なる場合が多く（会計上はいわば公正妥当と認められる独自の償却方法によっている）、税務申告書作成の段階でかかる税務上の減価償却額を計算し調整を行うことになる。

(D)、控除が認められる前期以前の欠損金

前期前に発生した欠損金（既往に控除されなかった税務上の減価償却費を含む）は、原則として一定の条件を満たせば、当年度以降の所得から控除することができる。その条件とは簡単にいうと、欠損金の発生した年度とその欠損金の控除の適用を受ける利益を得た年度の会社の実体に変更がない場合に限る（実務的には50%以上の株主の変動がないという基準を適用している）。通常この繰越欠損金の控除の適用を申請する場合は、税務当局から上記条件を満たしている旨の監査人等第三者による証明が要求されている。

付表〔Ⅱ〕 法人所得税の具体的計算例

A社(会計年度1981年10月末日)

Year of Assessment 1982 年賦課)

		2で述べたス テップ表参照
会社決算書上の純利益	\$100,000	(1)
<加算>		
会社決算上の減価償却費	\$10,750	(3)
支払寄付金	250	(3)
諸引当金繰入		
一般貸倒引当金繰入	200	(3)
特別給与手当引当金繰入	400	(3)
その他損金と認められないもの		
修繕維持費	100<X>	(3)
交通罰料金、特別弁護士費用等	<u>300</u> <u>12,000</u>	(3)
	112,000	
<減算>		
会社決算上の受取配当金	500	(※)
会社決算上の受取利子	200	(※)
関係会社株式売却益	<u>1,300</u> <u>2,000</u>	(6)
税務一般調整後利益	110,000	(7)
<減算>		
税務上の認用減価償却費(付表〔Ⅲ〕)	<u>19,597</u>	(8)
	90,403	
<加算>		
1981年(暦年)の実際受取配当金	480<Y>	(※)
1981年(暦年)の実際受取利子	<u>190</u> <u>670</u>	(※)
	91,073	

<減算>

損金と認められる指定寄付金	<u>73</u>	(10)
課税所得	\$91,000	(11)
法人所得税(40%)	36,400	
課税済受取配当金の税額控除 (\$480<Y> の40%)	<u>192</u>	
法人所得税要納付額	<u>\$36,208</u>	

(※) 金融関係会社以外の会社については、原則として配当所得及び利子所得は通常の事業から得られた所得と分離し、暦年ベースかつ受取ベースで課税される。

付表〔Ⅲ〕、税務上の減価償却引当金の計算

A 社、Year of Assessment 1982 (1982 年賦課)

	<u>事務所家具 及び設備</u>	<u>事務用機器</u>	<u>車輛</u>	<u>合計</u>
税務耐用年数及び 償却率取得価額	10年(8%) \$5,000	8年(10%) \$5,000	6年(13 $\frac{1}{3}$ %) \$50,000	
修繕費損金経理否認額	<u>—</u>	<u>100<X></u>	<u>—</u>	
小計	5,000	5,100	50,000	
当期減価償却額				
初年度特別償却(20%)	1,000	1,020	10,000	\$12,020
年次償却	<u>400</u>	<u>510</u>	<u>6,667</u>	7,577
差引税務帳簿価額	<u>\$3,600</u>	<u>\$3,570</u>	<u>\$33,333</u>	
当期税務減価償却 費認用額				<u>\$19,597</u>

(注) これらの資産すべて当期購入と仮定した。

特別企画：「1981年NWC勧告について」

シンガポール日本商工会議所

去る3月末より15回にわたり開催された本年度NWC(委員会)も5月中旬をもって、その最終成案を得、今回政府の承認を得て発表されるに至りました。

今年度はその実施までに余裕期間を与える意味においても例年より1ヶ月以上も早く発表されており、既に労働組合と交渉に入っている企業もあると思います。

本年度は昨年までとは異なり、増額率に巾を持たせたガイドラインが設定されましたので、労働組合との交渉も難航することが予想されます。本年度は日系企業の代表として、当日本商工会議所より3名の代表委員がメンバーとしてNWCに参加し、審議に加わりました。

本勧告分の和訳とあわせ、本年度NWC勧告にもとづき各社で賃上げ率を決定される上での留意事項を取りまとめ、皆様方の御参考に供したいと思います。

記

1.) 賃上げガイドラインの定率増額部分の6-10%の巾をどのように考えるかについて。

自由主義経済、自主経営という基本の考え方に立って、賃上げは本来企業の生産性に応じてその率が決定されるべきであり、画一的に決められるべきではないという思想は従来からもシンガポール政府及びNWCに対して日本商工会議所が一貫して、主張してきたところです。本年度も当初単一の賃上げ率が設定される予定でしたが、種々論議の結果、上記の様な巾のあるガイドラインが設定されることになりました。これは我々が従来より主張してきた主旨にある程度沿うものであり、基本的には歓迎すべき方向といえることができます。

もちろんこのNWCの数値は勧告である以上強制力を持つものではありませんが、実質的にこの数値に基づいて大部分の会社が賃上率を決めることは、過去の例から見ても推測されます。

各企業はこの巾の中で今後労働組合と、交渉されると思いますが、推測される労働組合側の団結した強い主張と、依然として続くタイトな労働市場の需給関係から、企業側が受身になり、結果として高率な賃上額への妥協を余儀なくされる懸念があります。言うまでもなく、賃上率の決定は企業の長期的経営展望の上に立って、慎重になされるべきであることは言を待ちません。

労使交渉、賃上交渉の歴史、経験の浅いこの地においては、交渉の内容も必ずしも十分なる審議を得ないで、結論が出されるという心配もあります。

一方の要求に偏した安易な妥協が長い目でみて、個々の企業のみならずシンガポール経済全体の今後の発展に禍根を残す恐れもあります。一企業の立場のみならず他企業、他産業への影響をも十分考慮し、納得のいく決定が各企業においてなされることを切望致します。

2) シンガポール労働者の所得水準の国際比較

過去3年間のシンガポールの賃金政策は一方で経済の再編成、産業構造の変革という国家的課題を達成する手段であったわけですが、同時に東南アジアの関係国、とりわけ香港、台湾との賃金格差を是正するという目的もありました。

本年度NWCでの調査でも基本賃金の水準はすでにこれらの国を超えるレベルに達しており、技能者・監督者以上の層では、これらをはるかに上回っていることが証明されています。

しかし、賃金の国際比較をする場合、このような基本賃金だけを取り上げては十分ではありません。更に法定福利費、任意福利費等のFRINGE BENEFIT等を含めた総人件費として比較しないと正しい比較にはなりません。

特に製品の国際競争力を問題にする場合には、この点が重要です。こ

のような面を含めてシンガポールの現状を見ますと、現在世界でもっとも高率といわれている法定福利費（CPF：20.5%）やAWSその他のFRINGE BENEFITを含む人件費は多くの企業では基本賃金に対して1.5～1.7倍になっているのではないかと思います。従って、総人件費として香港、台湾と比べると上述の格差が更に広がっていると言えます。このことは大幅な賃上げにより大きく企業の人件費負担となってくるを意味します。

今日、日本のこの比率が一般的に1.8倍前後になっており（欧米では1.2倍前後といわれている）、これが高賃金国化した日本の賃金コストの大きな負担になっていることを考えるとこの点をも含めた慎重な判断をしておく必要があります。

3.) 被雇用者のCPF4%アップとの関連について

今年7月1日より被雇用のCPFが4%アップし、22%という高率になります。従って決定された名目上の賃上率ほど手取賃金が増加しないか又はオフセットの率が大きい場合はかえって手取りが減少するという事も起り得ます。

しかしこの4%のアップ部分はあくまで被雇用者の将来の福祉を考えた強制貯金の性格をもつものであり、何れは被雇用者に帰属するものです。

ところが、この趣旨が正しく理解されず、一種の税金のような感覚でうけとり、労働組合側からその減収分を補填するための上積み要求が出る事が考えられます。

この点についてはNWC（委員会）において論議されましたが、NTUC代表より、そのような誤解に基づく要求はさせないようNTUCとしても組合員を十分指導するという説明がありました。

この点をも十分お含みおきいただきたいと思います。

4.) SECOND TIER 部分について

メリット、デメリットを明確にし賃金に反映させるという基本原則に沿って本年度もこの部分が設けられました。

昨年度は、この趣旨が十分徹底されないまま、かつ業績評価制度も未確立なまま運用されるケースが多かったために、企業によって相当混乱があったようにみうけられます。

本年度は更に以下の点について、配慮しつつ適切な運用がはかられることが期待されています。

- ①企業毎に業績評価制度を確立し、従業員の理解と納得の得られる運用をはかるよう努めること。
- ② ABOVE AVERAGE という表現では不十分なので、MERITORIOUS という表現によって真に生産性向上に貢献した従業員に配分するという考え方になっていること。
- ③賃金体系が整備され、既に定期昇給制度に基づく業績査定により昇給格差を設けて運用している企業は、重ねてこの SECOND TIER 部分を適用する必要はないこと。

今年は1972年以来続いた単一レートのガイドラインが崩れたはじめての年であり、来年以降徐々にNWCの実質的効力の薄い労使自主賃上げ交渉に移行する前段階ともいわれており、関係筋からもその経過は大いに注目されています。

NWC(委員会)において、これ以上高賃金化することへの危懼から、強い主張を繰り返していた毆米系・ローカル系企業の真剣な姿勢を考える時、我々日系企業としても安易な妥協は大きな批判を招く恐れがあります。

以上の様な背景を十分斟酌の上、節度ある適正な賃上げの決定がなされることを強く要望致したいと思います。

資料：1981年度NWC勧告(本文) —仮訳—

シンガポール日本商工会議所

シンガポール総理大臣

李 光 耀 殿

拝 啓

1981年度 NWC 勧告の件

1. 賃金是正政策 (Corrective Wage Policy)

- 1・1 1979年度に勧告された賃金是正政策は、当国経済を技術集約的、先端的技術開発及び高付加価値産業へと転換する総合的な対策の一環として採用されたものである。

この経済再編成政策を引続き成功裡に推進するため、NWC は過去2年にわたる賃金是正政策が、当初の計画通り、本年度においても遂行されるべきであると勧告する。

- 1・2 NWCは、賃金是正政策が当国経済の再編成に積極的な役割を果たしている一方、同政策が不必要に延長されるならば将来の投資に悪影響を及ぼすことも承知している。したがって、賃金是正政策は来年度以降は実施されないであろう。

来年度以降における賃金上昇は、通常の (Normal) レベルに戻されなければならない。勿論、経済再編成政策は引続き実施される。

- 1・3 昨年においては、生産性を低下させていた諸問題を克服するため、一層の改善がみられた。雇用者の意見や各種の調査結果から判断しても、現在ではより有効な人材の活用がみられるほか、生産性の上昇、品質の向上、組織の再編成、機械化及び技術の向上等に対する意識が一層高まり随所で追求されている。

労働市場はより堅調に推移した。Job-hopping はもはや以前ほど深刻ではなくなっている。人材育成も一層強化されている。

1981年3月現在で、技術開発基金 (Skills Development Fund) は 451 件の案件を承認し、約 2 千万ドルが 11,500 人の労働者に給付された。加えて、1980年12月に始まった SDF の「機械化に対する利子補給措置」 (The Scheme on Interests Grants for Mechanisation) の利用が機械化の促進を大いに助長している。

1980年7月から1981年2月までの8カ月間に、約4,000人の人員整理が行われたが、その大部分の労働者が比較的容易に他の職に就業できたので、重大な問題には至らなかった。

- 1・4 新規製造業投資 (コミット・ベース) は、次表の通り、より高度の技術及び資本集約産業に向けられた。

	1978年	1979年	1980年
新規投資 (石油を除く) の			
従業員1人当り固定投資額	25.5	32.6	55.6
(単位:千ドル、1972年価格)			
同 上			
従業員1人当り付加価値額	16.7	20.8	26.7
(単位:千ドル、1968年価格)			

- 1・5 NWCは、1980年における国内総生産 (GDP) の実質成長率が1973年～74年の石油危機以来最高の年間成長率である10.2%を遂げたことに注目した。同時に、この高い経済成長率がより効果的な労働力の活用によってもたらされたことが大きい点にも言及した。

労働者1人当りの実質生産性上昇率は、1979年には2.6%であったが1980年には5.0%へと倍増した。

- 1・6 しかしながら、NWCは、消費者物価指数が1979年の4%から、1980年には8.5%へと上昇したことも懸念しつつ留意した。幸い、1980年6月以来消費者物価指数の上昇率は低下傾向にある。因みに1981年3月現在の消費者物価指数は対前年同月水準で4.9%に

とどまっている。

- 1・7 1980年10月の労働省調査によると、320,437人の労働協約の対象者でかつ有資格者（すなわち、1979年7月1日から1980年6月30日まで継続して勤務している者）のうち、93.8%（約30万人）に対し第1段階の勧告（The first tier guideline、以下「1st tier」とする。）が実施された。

しかしながら、第2段階の勧告（The second tier guideline 以下「2nd Tier」）が容認されるにはかなりの時間がかかった。例えば、同調査においても、僅か14.6%の労働者が2nd tierを得ただけであった。

- 1・8 労働組合を組織している部門の方が2nd Tierを実施している割合が高かった。1980年10月末に実施されたNTUCの調査によると、107,426人の労働協約適用対象者を雇用している495社のうち、56%が「2nd Tierを実施」、18%が「交渉をすませ同勧告の実施段階」にあり、さらに24%が「組合と交渉中」であった。また、2%の企業のみが2nd Tierを実施したくないとしている。

2 勤務評価 (Performance Appraisal)

- 2・1 NWCは、民間部門でも夫々の必要性と状況に応じて従業員の成績を判定している種々の手法、実例があることを知っている。

しかしながらNWCは、かなりの企業等が勤務評価制度を有していないことを残念に思う。そうした企業等の中には、最も安易な方法を取り、1st Tierによる賃金を受けとったすべての労働者に2nd Tierを適用するという労使が数例うかがわれた。

こうしたことは、“より良好な業務遂行者にはより高い報酬を”という概念と実践を促進しようとしているNWCの意図を挫折させるものである。この際、全体の成果に対する個々の貢献度が違うにもかかわらず、すべての労働者に同一賃金を増加させることは不適当であるだけでなく、延いては生産性の低下とシンガポールの国際競

争力の脆弱化を招くことであろうことを強調したい。

- 2・2 勤務評価制度を有していない企業等は、同制度を開発し実施することが望まれる。同制度の開発については国家生産性本部 (National Productivity Board) に相談することができる。

3. 範囲のある賃金勧告 (Wage Range Guideline)

：より弾力性ある運用の必要性 (The need for greater flexibility)

- 3・1 1972年以来、シンガポールにおける賃金上昇をめぐる団体交渉は、毎年のNWC勧告の枠組み内において行われてきたが、NWC 勧告自体は本来強制力を意図するものではなかった。
- 3・2 NWC勧告は、雇用者、労働組合及び政府の3者代表による自由な意見交換をもとに公表されてきたものである。要するに、NWC勧告は政労使3者が最高級レベルで一致した合意を表明したものである。
- 3・3 より弾力的な賃金交渉を可能とするため、本年度のNWCは賃金増額に範囲を設けるよう勧告する。さらに、賃金増額をめぐる団体交渉においては、将来、弾力性が一層拡大されるであろうことを予期する。
- 3・4 今回の賃金勧告では幅のある賃金増額基準が設定されたが、このことは賃金の増額をめぐる労使交渉が理非をわきまえ、かつ現実的なものでなければならぬという労使双方の認識が求められているということを強調する必要がある。

基本的には、賃金の増額は、わが国の輸出市場で当国の、国際競争力を強化する根底である生産性の上昇と関連づけられるべきである。

- 3・5 NWCは、幅のある賃金勧告の公式を利用して、すでに平均以上の雇用条件を満たしている雇用者につけこもうとする組合があるかもしれないことを認める。

したがって、労働組合は、すでに適切な賃金を支払い、生産性の向上や技術革新に貢献している雇用者に対しては賃金勧告の最大の範囲まで賃金上昇を要求することは慎むべきである。

4. 賃金増額の目安 (Quantum) - 1st Tier 2nd Tier -

- 4・1 NWCは、業種毎に異なる複数のガイド・ラインが勧告されるべきであるという見解について詳細に検討した。その結果、全業種にわたって一本化した幅のある賃金勧告の方が明らかに利点が多いとの結論に達した。

複数のガイド・ラインは、業種間の相対比較及び不公平など数多くの問題をもたらすであろう。同ガイド・ラインは、また、経済各分野において労働力を最も有効に活用することにより、当国経済の再編成を推進している我々の努力を妨げることもなるであろう。

- 4・2 賃金と勤務成績を一層関連づけるため、NWCは今年度(1981年7月1日～1982年6月30日)においても2段階の賃金増額ガイド・ラインを勧告する。

(1) \$32+6%～10%(グループ相殺)

(2) 成績顕著な者に対しては、グループ相殺のため算出した1981年6月分の給与総額の2%相当額を当該被雇用者間で分配すること。審議の過程で、NWCは政府が被雇用者のCPF負担割合を4%引上げて22%とする意志があることに言及した。

- 4・3 すでに適切な考課制度を導入している企業等では、全体のガイド・ライン(\$32+6%～10%+2%)を総源資として、個々人ないしグループ単位の成績にもとづいて夫々の雇用者ないし、そのグループに対して異なる賃金を支払うことが望ましい。

- 4・4 NWCが強調したいことは、すべての賃金増額は個々人の成績及び全体の成果に対する貢献度に応じて与えられ、報いられるべきものであるということである。

従来通り、勤務成績が好ましくない場合には、被雇用者はNWCの賃金調整を与えられるべきでない。さらに、好ましくない勤務成績を理由に通常の年次昇給が与えられなかった場合には、NWCの賃金調整も同じく与えられるべきでない。

5. グループ相殺 (Group Offsetting)

- 5・1 グループ単位の相殺の原則は、1976年に導入されたものであるが今年度においてもこれを勧告する。グループ単位の相殺の計算式は附表1に示されている。

相殺額は、年次定期昇給、特別昇給、労働協約による賃金調整額、月割りにしたボーナス及びAWS並びにその他の報酬を含む年間賃金総額の増加分であり、昇進による昇給分、試用期間終了後の賃金調整分、雇用者のCPF負担分、時間外手当及び特別給付 (Fringe benefit) は含まない。

- 5・2 グループ単位の相殺の計算式にもとづいて計算された賃金増額率は次の要領で1st Tier (定額、定率部分) として運用する。

- (a) 第1段階 (First Tier) の賃金増額が\$32+6%で合意した場合

- ① 計算式にもとづいて計算された賃金増額率が6%以下の場合、例えば4%の場合は、労働協約の対象となる従業員はNWC賃金調整額として\$32+(6%-4%)、すなわち\$32+(当該人の月次給与の)2%が支払われる。
- ② 賃金上昇率が丁度6%の場合は、労働協約の対象となる従業員にNWC賃金調整額として\$32+(6%-6%)、すなわち\$32が支払われる。
- ③ 賃金増額率が6%以上、例えば8%の場合、労働協約の対象となる従業員はNWC賃金調整額として\$32+(6%-8%)、つまり\$32-(当該人の月次給与の)2%が支払われる。
なお、上記計算式にもとづく答えが個人によってマイナスになったとしても、NWC賃金調整額はゼロとするにとどめられる。
- ④ 賃金上昇率が当該企業等によって1st Tierのガイド・ライン全体(\$32+6%)を上回る場合、その超過額は第2段階のガイドラインと相殺される。
- ⑤ 上記の計算式例は付表II(A)に例示されている。

- (b) 第1段階 (First tier) の賃金増額が\$32+10 %で合意した場合

この場合の計算式は、付表Ⅱ(B)に示されている。

5・3 第2段階 (Second Tier) について

- ① 前述の通り、2nd tier の賃金調整は顕著な成績を収めた従業員間で分配されるべきである。
- ② 2nd tier による賃金は、年一度あるいは数回の分割による一時払い (one-time payment) として支払うことができる。
なお、雇用者の選択によりそれを本給の中に組み入れることもできる。
- ③ 2nd tier の支払いが一時払いで、本給の中に組み入れられない場合、2nd tier による賃金支払相当額は成績優秀者に対する支払いのため次年度以降別枠で設定されるべきである。各年 2nd tier を得る者は、前年において 2nd tier をうけとった者である必要はない。
- ④ 雇用者は、同社が採用している刺激給制度ないし類似の業績報酬制度にもとずいて、顕著な成績を納めた従業員のグループ又は程度と、それに応じて異った賃金増額を行うことができる。

5・4 2nd tier の支払いに関する上記③の勧告は、実施を容易にするための一般的なガイド・ラインを設定するとともに、2nd tier の適応をより弾力的にできるようにすることを目的としている。

NWCは、チーム・ワークの重要性を緊要視しているので、2nd tier の実施に際して経営者はこの点を充分考慮されたい。

6. ジョブ・ホッピング (Job-hopping)

- 6・1 当国経済の再編成により、無責任かつ軽率なジョブ・ホッピングは減少しており、とりわけ若年労働者間では顕著である。
- 6・2 しかしながら、引続きジョブ・ホッピングを減少させるため、NWCはNWC勧告による調整額が勤続12ヶ月未満の従業員には与えられてはならないことを再び勧告する。ただし人員整理となった者、住居が変わった者、会社が移転した者、新しく労働市場に参入した者及

び労使双方で合意をみたケースの場合には除くものとする。

7. 職務の拡大 (Job Enlargement)

- 7・1 NWCは、機械化や組織の再編成が進展するに伴い、職務の範囲や責任が拡大することは避けがたいと考える。

したがって、NWCは職務の拡大が関係者間で奨励され、受け入れられるとともに、経済再編成の一過程であると考えられるよう勧告する。

8. 付加給付 (Fringe Benefits)

- 8・1 付加給付の拡大をさけるため、NWCは労働協約改訂時に付加給付の範囲と額とが増加されてはならぬことを再び勧告する。

しかしながら、業務の必要性に応じ、労使間で、相互に自由に決定される交替勤務手当の如き付加給付は与えられても差支えなく、また改善されてもよい。

- 8・2 新規投資者による新設会社が労働協約を締結する場合、NWCは付加給付の設定に際しては従来通り節度ある取り決めが行われるよう勧告する。

かかる新規投資者は、雇用法の関連条文に準拠し、これらの条文以上のものを強要されることはないことを助言しておく。

9. スケールの最高限 (Maximum of Scale)

- 9・1 NWCは、給与スケールの最高限に達した被雇用者に対してはNWC賃金調整額が100%適用されるよう再び勧告する。なお、同調整額は当該人に属するものであり、2nd tierの支払いがある場合にもその権利を毀損してはならない。

10. 適用の範囲 (Scope of Application)

- 10・1 従来同様、本勧告は、船員、時給者、週給者、出来高払い制や試用期間中の従業員等のすべての職業を対象として適用される。ただし、全日制 (full-time) で公認された職業訓練計画に基く実習生は、NWCの調整に関して雇用者の判断に委ねる。

- 10・2 同様に、従来通り、本勧告は民間部門において経営者と個別働契

約を締結している管理職や上級職には適用されないが、こうした従業員でも労働組合組織を有し、労働協約の適用をうける場合は除かれる。

また、公共部門の労働協約の非対象者には適用する必要はない。しかしながら、雇用者はこうしたNWC勧告の非対象者が過分の報酬を受け取るようなことがあれば、職場の士気の高揚に助けとならぬことを銘記しなければならない。

- 10・3 同時に、NWC 勧告は組織労働者とその経営者だけを対象としているものではない。この勧告は国家的観点からのものであり、その大小を問わず未組織労働者とその経営者に対しても適用されるべき旨強調されなければならない。

11. 指針からの乖離 (Departures From Guide Lines)

- 11・1 従来のNWC賃金勧告同様、1981年度勧告も賃金交渉のたたき台として役立てることを意図したものである。したがって、経営者と従業員、またはその労働組合は相互に合意する限り、この勧告を上回っても、または下回っても差し支えない。

この勧告は本来一般的なものであるから、その実施に当っては柔軟性、常識、善意をもって従来通り行わなければならない。

12. 調停と解決 (Conciliation and Settlement)

- 12・1 実施に当り合意がえられない場合には、労働省の調停に付託し、なお解決できなければ迅速な解決のため労働裁判所に付託されるべきである。

13. 謝 辞 (Acknowledgements)

- 13・1 NWC は、本年度のNWC勧告について意見を寄せられた経営者団体、準政府機関及び一般の方々に対して感謝したい。また、事務局各位の有能なる支援に対し心からの謝意を銘記したい。
われわれは、政府がこの勧告を受け入れられることを期待する。

敬 具

Lim Chong Yah (林 崇 椰)

N W C 議長

シンガポール大学経済学部教授

兼 経 済 統 計 学 々 部 長

(備 考)

本勧告の審議に際しては、下記の3名の方がシンガポール日本商工会議所の代表として参加されました。

(Member)	黒 田 敏 彦 氏	Matsushita Electronics (S) Pte. Ltd
(Alternate Member)	大 塚 泰 氏	Chiyoda Singapore (Pte) Ltd.
(Alternate Member)	後 藤 敏 邦 氏	Tomy (S) Pte. Ltd.

理事会の動き

第142回1981年5月12日(火) 午後12時30分

オブザーバーの長島商務官(日本大使館)から帰国あいさつがあった後、後任者である片山商務官(日本大使館)のオブザーバー就任あいさつがあった。

議 事：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審 議 事 項

(1) 1980年度事業報告(案)

山内総務担当理事より、1980年度事業報告(案)の説明があり、審議の結果、一部修正・追加のうえ、次回理事会で審議されることになった。

(2) 1980年度決算(案)

平井財務担当理事より、1980年度決算(案)についての説明があり、一同に諮ったところ異議なく承認された。

(3) 1981年度予算(案)

平井財務担当理事より、1981年度予算(案)の説明があり、審議の結果、一部修正・追加のうえ、次回理事会で審議されることになった。なお、審議の過程で、新会計年度における新規事業の企画・実施、事務局機能の強化、調査機能の拡充等の必要性が指摘された。

(4) 1981年度年次総会次第(案)

1981年6月26日(金)開催予定の本所年次総会の次第について、審議した結果、ご来賓として中島大使、黄祖耀 SFCCI 会長、中華総商會林繼民会長の3氏を依頼することになった。

(5) 昭和56年度経済協力貢献者表彰

日本商工会議所より依頼のあった上記の件については、正副会頭、

総務担当理事に人選が一任された。なお、本件についてはJETRO 事務所と協議することになっている。

(6) CPF 法の新告示について

1981年4月27日付をもって告示されたCPF法の一部改訂について審議した結果、会員企業並びに他の商工会議所等の考え方を把握すると共に、本所としての対応策を次回理事会で審議することになった。また、改訂の主旨等を全会員に周知することになった。

3. 報 告 事 項

(1) 在星日系4機関懇談会

日本大使館、JETRO、JOEA並びに本所の在星日系4機関による懇談会が4月20日(月)開催され、日星両国関係に係る最近の情勢、新年度の事業計画等について意見交換が行われたことが報告された。

(2) SICC との午さん懇談会

本所とSICC との午さん懇談会が、4月24日(金)ラッフルズ・ホテルにおいて開催された旨報告があった。

(3) 委員会開催報告

次の通り、委員会の開催報告があった。

○広報委員会 ————— 4月28日(火)開催

○経営研究委員会 ————— 4月29日(水)開催

○選挙管理委員会 ————— 4月30日(木)開催

(4) NPB 長官 DR. WONG との懇談会

黒田理事より、NPB 長官 DR. WONG との懇談会が5月8日(金)に開催された旨報告があった。

また、同懇談会の席上、DR. WONG 長官より WORK ATITUDE , LOBOUR MANAGEMENT RELATION AND PRODUCTIVITY に関する本所としての意見の提出が要請されたので、これまでの本所意見等を参照して事務局にて取りまとめることになった。

4. 会 計 報 告

吉永財務委員より4月分の会計報告があり、承認された。

5. 入・退 会

下記4件の入会申込について審議した結果、次の通り決定した。

* THE BANK OF YOKOHAMA, LTD. ----- “B”

* HITACHI PLANT ENGINEERING & CONSTRUCTION CO., LTD. ---- “B”

* R D S (ASIA) PTE. LTD. ----- “C”

* MR. M. SUEHIRO (SINGAPORE OXYGEN AIR LIQUIDE PTE. LTD.) - “D”

また、下記のグレード変更が承認された。

* THE SAITAMA BANK, LTD. “B” → “A”

一方、営業中断（予定）に伴い KAIHO ENTERPRISES (PTE) LTD
の退会が承認された。

以 上

部会・委員会・懇談会活動

月・日	委員会名	議 題 等
5 月 21 日（木）	広報委員会	○ 月報「6 月号」の編集方針 ○ 月報「7 月号」の編集方針 ○ その他
21 日（木）	経営研究委員会	○ 研究発表 ○ 1981 年 NWC 勧告について ○ その他
22 日（金）	選挙管理委員会	○ 1981 年度理事立候補者の確認 ○ 今後のスケジュール ○ その他

5 月の主な経済記事

- 6日 ○シンガポール航空(SIA)のシンガポール経済への貢献度は79年より0.1%増えて3.7%となった。昨年の収益は7億7300万Sドルと79年比19.5%増加している。同社の外貨獲得額は6億7000万Sドルで、内外含めた総売上げは21億Sドルに上っている。
- 11日 ○1980年のPSA港湾料総収入は5億2500万Sドルと前年比23%増加した。昨年同港を訪れた船舶数は2900隻、貨物の取扱い量8630万トンとなった。75年以来、シンガポール港のコンテナ取扱い量は年に35%の割で急成長しており、85年には年180万TEUに達する見通しである。昨年のコンテナ貨物取扱い量はおよそ86万5000TEUに上った。
- 12日 ○ASEAN 5ヶ国政府代表は「域内特惠関税協定」にもとづき、新たに電気電子製品14品目の域内関税10%引下げを検討することで原則的に合意した。今回10%の域内関税引下げ検討の対象となっているのは冷蔵庫部品、エアコン・コンポーネント、電気ストーブ、ガス・ストーブ、扇風機、白黒TVブラウン管、ラジオ・キャビネット、ステレオ・カセット・キャビネット、ラウド・スピーカー、電卓蛍光管、蛍光バラスト、エナメル線、アンテナ設備の14品目である。
- 14日 ○シンガポールの国民1人当りの電力消費量は69年当時の年間820kwhから79年には2431kwhと2.96倍に増大した。この間シンガポールの国民1人当りGDPは79年の2443Sドルから6515Sドルへと同じく2.96倍の増加を示している。これらの数字に見る通りシンガポールは現在、アジア地域において国民1人当り電力消費およびGDPの両面で日本に次ぐ地位にランクされている。
- 19日 ○シンガポールの倉庫設備逼迫はかなり厳しくなっている。需給状況の好転は今後3年間は見込めそうにない。現在進められているいく

つかの倉庫建設だけでは十分需要を満足させるには至らない模様。経済活動の拡充による需要増の他に、近年の燃料コスト上昇で海運貨物をなるべくまとめて運ぶという方式が余計に倉庫に倉庫需要を押し上げているようだ。シンガポールの倉庫設備不足は昨年、当地の倉庫賃貸料を2倍強にも押し上げている。

27日 〇 ジュロンの工場経営者はこのところ不動産負担の急増に頭を痛めている。本来、JTC の工場貸与契約は普通30年をベースに結ばれているが、賃貸料は5年毎に改訂され、最近では最高50%もの値上げも行なわれてきているという。しかも、賃貸料の値上り（地価評価の上昇）に伴って不動産税（Property tax）負担も増すため、近頃では両者の双乗効果で不動産税負担が一拳に50%も増えた。政府は不動産税率の引上げを進めている為、83年までには不動産税率は平均で23%に上る見通しだ。

廣 報 欄

** NEW MEMBER (12th May, 1981)

* The Bank of Yokohama, Ltd.	Tower 1402, 14th Floor, DBS Building, 6, Shenton Way, Singapore, 0106.	2217733	Mr. K. Suwabe (Representative)
* Hitachi Plant Engineering & Construction Co. Ltd.	Suite 2515, 25th Floor, International Plaza, Anson Road, Singapore, 0207.	2220665	Mr. T. Hirose (General Manager)
* RDS (Asia) Pte. Ltd.	Unit 707, 7th Floor, Sim Lim Tower, 10, Jalan Besar, Singapore, 0820.	2968624	Mr. S. Kashida (Managing Director)
* Singapore Oxygen Air Liquide Pte. Ltd.	16, Jalan Buroh, Jurong Town, Singapore, 2261.	2653788	Mr. M. Suehiro (Manager)

** CHANGE OF ADDRESS

- * Sakata (Singapore) Pte. Ltd.
8, Kim Chuan Drive,
Singapore, 1953.
- * Bridgestone Singapore Pte. Ltd.
Rm. 1916, 19th Floor,
International Plaza,
Anson Road,
Singapore, 0207.

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

- * Aiwa Singapore Pte. Ltd.
From Mr. Y. Hashimoto to Mr. S. Katoh
- * The Singapore-Japan Ship Machinery Service Centre.
From Mr. H. Shibazaki to Mr. H. Inou
- * Kyodo-Shing Loong Printing Industries Pte. Ltd.
From Mr. S. Watanabe to Mr. K. Kawashima
- * The Dowa Fire & Marine Insurance Co. Ltd.
From Mr. M. Kimura to Mr. T. Ohta
- * Toyo Kaiun Kaisha, Ltd.
From Mr. Y. Nomura to Mr. M. Morikawa

- * Penta-Ocean Construction Co. Ltd.
From Mr. F. Nishio to Mr. J. Aoki
- * Wacoal Singapore Pte. Ltd.
From Mr. T. Imai to Mr. S. Sumi
- * Nakagawa Corrosion Protecting Co. Ltd.
From Mr. M. Tanaka to Mr. T. Suda

**** CHANGE OF COMPANYS' NAME**

- * From Aiwa/Atlas Electronics (S) Pte. Ltd.
to Aiwa Singapore Pte. Ltd.
- * From Showa Denko K. K.
to Showa Denko Singapore (Pte) Ltd.

**** CHANGE OF TELEPHONE NO.**

- * Sakata (Singapore) Pte. Ltd.
Tel: 2854626
- * Bridgestone Singapore Pte. Ltd.
Tel: 2202811
- * Showa Denko Singapore (Pte) Ltd.
Tel: 3377911

資料案内

国内一般

☆ シンガポール共和国概要 (1981年)	S\$10
シンガポール経済事情 (1979年8月)	S\$10
シンガポール共和国憲法	S\$15
シンガポール共和国移住法	S\$15

投資関係

トップマネジメントのためのオリエンテーション (会員のみ販売)	S\$25
資金援助制度の手引き	S\$8
* 経済拡大奨励法	S\$10
法律15号 (経済拡大奨励法改正法) 1979年	S\$5

租税・税制

* シンガポール共和国現行租税制度	S\$10
シンガポール共和国個人所得税解釈	S\$10
法律第2号共和国所得税法改正 (1973年)	S\$5
法律第13号 (1977年)	S\$5
法律第17号 (1980年)	S\$5
法律第20号共和国所得税 (改正) 令	S\$5
シンガポール共和国財産税法、財産税 (付加税) 法	S\$15
☆ シンガポールとの租税 (所得) 条約	S\$5
☆ 法律 (改正) 時報 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$5

会社法

シンガポール共和国会社法	(会員) S\$60
	(非会員) S\$70
法律第1号 (共和国会社法改正) 1970年	S\$5
法律第4号 () 1974年	S\$5
法律第7号 () 1975年	S\$5
法律第19号 1980年中央厚生年金法告示 (付表の入替)	S\$5
☆ 法律時報 (会社の買収及び合併に関する)	S\$5

爲替管理・関税

* シンガポール爲替管理法 (1970年)	S\$ 15
法律第6号 (爲替管理法改正) 1976年	S\$ 5
* シンガポール共和国関税法	S\$ 20
関税法 (1979年関税令)	S\$ 15
法律第9号 (共和国関税法改正) 1976年	S\$ 5

業種別規則

シンガポール共和国製造業管理法	S\$ 5
法律第18号工場法改正法 (1973年)	S\$ 5
大気汚染防止法 (1971年)	S\$ 8
法律第11号 (共和国大気汚染法改正) 1975年	S\$ 5
シンガポール共和国銀行業法	S\$ 15
地方政府建築規則	S\$ 15

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許 (実施権) 法	S\$ 8
シンガポール共和国商標法	S\$ 10
シンガポール共和国技術士法	S\$ 5
価格規則法	S\$ 5

労働関係

* 中央厚生年金法	S\$ 15
シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法	S\$ 25
労働組合法 (1977年)	S\$ 10
法律第3号 (共和国労働雇用法改正) 1970年	S\$ 5
☆ 法律 (改正) 時報 (雇用法並びに労働者補償法)	S\$ 5
☆ 法律 (改正) 時報 (中央厚生年金法改正法)	S\$ 5

商工会議所出版物

業種別会員名簿 (1980年)	S\$ 20
月報 (各月号)	S\$ 8
☆ (新刊) シンガポールの教育制度	S\$ 10

(* 印は在庫なし)
(☆ 新着資料)

編集後記

5月、6月は当地における人事異動の季節でもあり、帰国される方々や着任される方々の送迎のため、パヤレバ空港に出かけられた方が数多くいらっしゃったと思います。

来月(7月)からは、チャンギ新空港の開港に伴ってパヤレバ空港へ出かけることは殆んどなくなりますが、この空港を幾多の諸先輩が利用されたのかを考えると、一種の郷愁と新しい時代への幕明けを感じました。

月報5月号をご紹介します。

まず、日・シ両国が正式に調印をかわした「**日本・シンガポール租税条約の改正**」について大使館の**水盛五実書記官**にご解説頂きました。つぎに、「**シンガポールの国際金融市場について**」香港との対比を踏まえて三和銀行の**伊藤彰一氏**から分析をお願いしました。

さらに、「**シンガポールにおける法人所得税の具体的算定**」方法を具体例を中心にピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所の**坂倉公認会計士**に分り易くご解説頂きました。最後に、その帰すうが注目されていました「**1981年 NWC 勧告について**」日本商工会議所としての考え方と邦訳文を併せて掲載いたしました。

ご多忙中ご執筆頂きました各位に厚く御礼申し上げますと共に、いずれも会員企業各位のご参考になるものと確信いたします。

今月号の担当は、**羽田野**(伊藤忠)、**高橋**(JETRO)でした。

MONTHLY REVIEW

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
11A-12A, Block 1, Flatted Factory, Kallang Way,
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

UNIT 2304-2305 23RD FLOOR, C.P.F. BUILDING NO. 79 ROBINSON ROAD, SINGAPORE 0106 TEL: 2210541, 2210665